

空乗第 2069 号 平成 11 年 8 月 10 日  
一部改正 国空航第 728 号 平成 26 年 12 月 18 日  
一部改正 国空航第 3037 号 令和 4 年 3 月 29 日  
一部改正 国空安政第 2041 号 令和 4 年 11 月 18 日

I C A O 締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に  
対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて

国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が発行した有効な技能証明及び「操縦に 2 人を要する飛行機」の型式限定を有する者に対する定期運送用操縦士技能証明実地試験並びに定期運送用操縦士及び事業用操縦士の型式限定変更実地試験においては、下記の要件を満足する場合、航空法施行規則第 46 条の 2 に基づき、実地試験の全部を模擬飛行装置により実施することができるものとする。実地試験の実施方法については、操縦士実地試験実施基準（平成 10 年 3 月 20 日付け 空乗第 2038 号）及び同実施細則（平成 10 年 3 月 20 日付け 空乗第 2039 号）による。

記

1 使用する模擬飛行装置の要件

国土交通大臣によりレベル D の認定を受けた模擬飛行装置又はレベル C の認定を受けた模擬飛行装置であって安全政策課長が適当と認めたものであること。

2 受験する者の要件

- (1) 国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が発行した有効な技能証明を保有する者であること。
- (2) 操縦に 2 人を要する飛行機であって、受験しようとする型式の飛行機に係る区分（ジェット機又はプロペラ機の別。以下同じ。）と同じ区分のものについての型式限定を有していること。
- (3) 操縦に 2 人を要する飛行機の操縦士として、受験しようとする型式の飛行機に係る区分と同じ区分のものについて、500 時間以上（操縦席以外において

乗務した時間を除く。)の飛行経歴を有する者であること。

### 3 受験する者の要件の補足

2(2)及び(3)の要件については、2,000時間以上の飛行経歴(操縦に2人を要する飛行機の操縦士として、受験しようとする型式の飛行機に係る区分にかかわらず、当該飛行機の等級と同じ等級のものの飛行時間が500時間以上の場合に限る。)を有する者をもってこれに代えることができる。

### 4 書類の提出

本通達の適用を受けようとする者から、受験者が受験までに終了しておく飛行訓練に関する以下の書類を、受験申請までに、安全政策課長あてに提出させるものとする。

- ①教育訓練の実施者(訓練を委託する場合は、委託先を含む。)
- ②受験する者の訓練開始要件、訓練の内容及び方法
- ③教官の要件
- ④使用する模擬飛行装置等を記載した書類

附則(平成11年8月10日 空乗第2069号)

#### 1 施行日

この通達は、平成12年1月5日から施行する。

#### 2 「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の実地試験の取扱いについて」の廃止

「定期航空運送事業者または不定期航空運送事業者に所属する外人操縦士の実地試験の取扱いについて」(平成6年4月26日付け 空乗2040号)は、本通達の施行日をもって廃止する。

附則(平成26年12月18日 国空航第728号)

この通達は、平成26年12月27日から施行する。

附則(令和4年3月29日 国空航第3037号)

この通達は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年11月18日 国空安政第2041号）

この通達は、令和4年11月18日から施行する。